

第7回教育委員会

令和4年4月26日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第54号

大阪市社会教育委員の委嘱について

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

令和 4 年 4 月 28 日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考	
松永 尚子	大阪教育大学特任教授	学識経験のある者	令和 4 年 4 月 28 日 ～ 令和 6 年 4 月 27 日	新規委嘱	
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	【第 1 期目】		
赤尾 勝己	関西大学文学部教授	学識経験のある者	令和 4 年 4 月 28 日 ～ 令和 6 年 4 月 27 日	再委嘱	
小林 拓矩	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者			【第 2 期目】
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者			

2 説 明

令和 4 年 4 月 27 日付けの任期満了に伴い、前田都陽子氏の後任として松永尚子氏、南條真弘氏の後任として山下親善氏を委嘱する。赤尾勝己氏、小林拓矩氏、吉田典子氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により令和 4 年 4 月 28 日から令和 6 年 4 月 27 日までの 2 年間とする。

委員の略歴

○松永 尚子（まつなが なおこ）氏

<現職>大阪教育大学特任教授（令和元年～現在）

<主な略歴>

平成 11 年～平成 14 年 大阪市教育委員会事務局指導部指導主事
平成 14 年～平成 17 年 大阪市立長吉中学校教頭
平成 17 年～平成 20 年 大阪市立長吉南小学校教頭
平成 20 年～平成 22 年 大阪市教育委員会事務局総務部主任指導主事
平成 22 年～平成 24 年 大阪市立鷺洲小学校校長
平成 24 年～平成 25 年 大阪市教育委員会事務局指導部首席指導主事（生活指導）
平成 25 年～平成 27 年 大阪市教育センター首席指導主事（基本研修企画）
平成 27 年～令和元年 大阪市立下福島中学校校長

○山下 親善（やました ちかよし）氏

<現職>大阪市青少年指導員連絡協議会副会長

<主な略歴>

令和 2 年～令和 4 年 西淀川区社会福祉協議会評議員
令和 2 年～令和 4 年 大阪市青少年指導員連絡協議会副会長
令和 3 年～令和 4 年 大阪府立西成高等学校学校運営協議会委員
令和 3 年～ 大和田小学校学校協議会委員
令和 3 年～ こども・子育て支援会議委員

○赤尾 勝己（あかお かつみ）氏

<現職>関西大学文学部総合人文学科教育文化専修 教授（平成 14 年～現在）

<主な略歴>

昭和 62 年～昭和 63 年 洗足学園大学専任講師
昭和 63 年～平成 7 年 帝京技術科学学大学専任講師
平成 7 年～平成 14 年 関西大学文学部助教授

○小林 拓矩（こばやし たくのり）氏

<現職>日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長（～現在）

<主な略歴>

平成 18 年 西日本旅客鉄道株式会社入社
令和 2 年～ 西日本旅客鉄道労働組合専従

○吉田 典子（よしだ のりこ）氏

<現職>桑津小学校区教育協議会はぐくみネットコーディネーター（～現在）

<主な略歴>

平成 7 年～ 桑津小学校生涯学習ルーム運営委員長

平成 14 年～ 桑津いきいき活動運営補助指導員

平成 25 年～ 桑津地域活動協議会第一部会副部長

平成 27 年度 大阪市生涯学習推進員協議会運営委員長

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
松永 尚子	大阪教育大学特任教授	学識経験のある者	委嘱
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	委嘱
赤尾 勝己	関西大学教授	学識経験のある者	再委嘱
小林 拓矩	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	再委嘱
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	再委嘱
前田 都陽子	元 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	学識経験のある者	任期満了
南條 真弘	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	任期満了
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科教授	学識経験のある者	
寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教授	学識経験のある者	
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
野崎 志帆	甲南女子大学国際学部教授	学識経験のある者	
広瀬 和男	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長	社会教育の関係者	
宮本 隆司	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	学識経験のある者	

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。